

	改 正 後	現 行
(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)
第十九条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第十九条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第十九条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 二 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。次条において同じ。）	一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）	一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
(第一号部分休業の承認)	(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第二十条 育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第一号部分休業」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。	第二十条 部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第〇条第〇項〔注1〕に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。	第二十条 部分休業（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第〇条第〇項〔注2〕に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。
2 労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第〇条第〇項〔注1〕の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第〇条第〇項〔注2〕の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第〇条第〇項〔注2〕の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3 非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日に定められた勤務時間が五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日に定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日に定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が

う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

〔注1〕勤務時間条例（案）第十七条の二第一項に相当する規定

（第二号部分休業の承認）

第二十条の二 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業（以下「第二号部分休業」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき  
二 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき  
当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間）

第二十条の三 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第二十条の四 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。  
一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条の二第二項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

〔注1〕勤務時間条例（案）第十条第一項に相当する規定  
〔注2〕勤務時間条例（案）第十七条の二第一項に相当する規定

（新設）

（新設）

二 非常勤職員	当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間 数に十を乗じて得た時間
------------	--------------------------------------

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

第二十条の五 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更（以下「第三項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第二十一条 職員が育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第〇条第〇項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、職員の給与に関する条例第〇条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第二十二条 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

（新設）

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第二十一条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第〇条第〇項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、職員の給与に関する条例第〇条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第二十二条 第十四条の規定は、部分休業について準用する。

附 則  
(施行期日)  
第一条 この条例は、令和七年十月一日から施行する。  
(経過措置)

第二条 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。